中小企業省力化投資補助事業

製品カテゴリ登録のご案内

2024年9月30日　版
2024年11月1日改定
2025年3月31日改定

2025年5月22日改定

本手引きは省力化に資する製品カテゴリ登録に向けた、登録申請にあたっての注意点を記載しております。
製品カテゴリ登録申請にあたっては本資料および本事業の「製品カテゴリ登録要領」
「省力化製品・省力化製品製造事業者 登録要領」をよくご確認の上、申請をお願いします。

中小企業省力化投資補助金事務局

https://shoryokuka.smrj.go.jp/

2024年11月1日　製品カテゴリ登録における改定について

製品カタログの充実に向けて、2024年11月1日より製品カテゴリ登録において、以下の３点に関して改定を行いました。

（2025年5月22日より、**幹事社として指定できる条件**を、**工業会の会員メーカーであること**に改定しました。）

Point 1　製品カテゴリ登録申請時に幹事社（メーカー）を指定することが可能になりました。

工業会の事務負担軽減のため、幹事社（メーカー）を指定することができます。

工業会指定の幹事社（メーカー）に、**事務局より直接**、製品に関する確認、指数策定のための**ヒアリングを実施**することで、製品カテゴリ登録における**工業会の事務手続きを軽減**することができます。

申請されたカテゴリの製品を製造する**工業会の会員メーカー１社**を、製品カテゴリ登録申請時に指定ください。

Point 2　製品カテゴリ登録に関する説明会・個別相談・面談を実施します。

製品カテゴリに関する説明会を定期的に実施します。また、カテゴリ申請前に個別相談・面談を行い不明点、疑問点を申請前に解消します。

カテゴリ登録を検討している工業会（工業会に所属するメーカー）向けに、製品カテゴリ登録に関する**説明会**を定期的に実施します。また、製品カテゴリ登録を検討するうえでの**不明点**、**疑問点**などを相談する**個別相談**や、**申請内容**に関して事前に打ち合わせる**面談**も実施します。

説明会のスケジュール、個別相談、面談の申し込み方法や注意事項は、**ホームページで公開しています。**

Point 3　省力化指標（省力化指数・投資回収期間）は省力化指数のみに一本化します。

対象業種別、中小企業の規模別に策定している「省力化指標」を、「代表業種」１つのみに見直します。
また、「投資回収期間」は策定せず、「省力化指数」のみに一本化します。

対象業種別、中小企業の規模別に、典型的な導入事例等のヒアリングを行い策定していた**「省力化指数」**を、カテゴリ申請時に指定された**「代表業種」**のみとし、中小企業の規模分けをせず、カテゴリで**1つの指数のみ**とします。

また、**「投資回収期間」**は製品を導入する企業ごとの事業規模や収益性等に応じて大きく異なるため、**「省力化指標」**として策定せず、**「省力化指数」のみに一本化**します。

上記により、**工業会（メーカー）**への**ヒアリング項目の削減**、**指数策定・確認等の負担軽減**を図ります。

製品カテゴリ登録について

本事業は、IoTやロボットなどの付加価値額向上や生産性向上に効果的な汎用製品を「製品カタログ」から選択・導入することで、中小企業等の付加価値や生産性の向上、さらには賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

製品カテゴリ登録申請について

・当該製品を**生産することが想定される事業者等を主な会員とする工業会**等が製品カテゴリ申請を行います。

・製品カテゴリの登録が承認された後、**製品の本体価格の単価が50万円（税抜き）以上**で、本補助金の**補助上限金額に比して著しく高額でないもの**のうち、以下の省力化指数を満たすものが省力化製品として登録可能となります。

その他、製品カテゴリ登録を行う工業会等の要件および登録する製品カテゴリに関する要件の詳細に関しては、
「**製品カテゴリ登録要領　3.製品カテゴリの登録要件**」を参照ください。

本制度における省力化効果について（省力化指数の策定）

・製品カテゴリごとに省力化効果を算出するための**省力化指数**の**計算式及び基準**を設定します。

製品を導入することによる削減時間と**製品導入により削減される業務に要していた時間**を基に、**労働時間削減分**を算出
業務プロセス図を作成し、具体的に算出する計算式を設定します。（P8～P12の業務プロセス図を参照してください。）

・製品を導入する中小企業等における省力化効果を表す、省力化指数を算出し製品審査を行います。

製品カテゴリの定義と名称について

・**製品の機能・性能**や**対象業務領域**、製品の導入による**業務削減効果**の算出方法が、一定の範囲に収まるように
製品カテゴリを定義し、登録される製品が具体的に判別できる**製品カテゴリ名称**を設定してください。

省力化効果の策定のため、製品カテゴリに登録されることが想定される**製品本体および製品構成**（**製品の単位、組み合わせ等**）
とその価格帯がわかる資料を製品カテゴリ登録申請時に申請書類等とともにご提出ください。

省力化指数の策定について

・申請された**代表業種において**、導入が想定される中小企業における**省力化指数の計算式及び基準**を設定します。

製品導入前による業務プロセス・業務時間や、製品導入後の**省力化された業務プロセス**を、製品の機能・性能値や中小企業への導入事例等をもとに、業務プロセス図を作成し、「労働時間」の削減時間を算出する計算式を策定します。

算出方法：　**製品導入による削減時間**　÷　**製品導入により削減される業務に要する時間**　＝　**労働時間削減分**

製品カテゴリ登録のフロー・工業会の主な役割について

◆製品カテゴリ登録・省力化製品登録のフロー

製品カテゴリ登録【工業会等】

説明会・事前相談・事前面談の実施

- **工業会**：製品カテゴリ登録申請書・業務プロセス説明シート提出
- **事務局**：申請書審査・ヒアリングシート作成
- **幹事社工業会**：申請内容の確認 ヒアリングの実施
- **事務局**：業務プロセス・省力化指数策定
- **工業会**：業務プロセス・省力化指数承諾
- **第三者委員会**：意見招聘
- **中企庁**：審査・承認
- **製品カテゴリ登録完了**

製品・製造事業者登録【製造事業者】

- **メーカ**：登録申請提出
- **工業会**：**製品性能審査**
- **事務局**：審査
- **第三者委員会**：招聘
- **中企庁**：審査・承認
- **製品・製造事業者登録完了（工業会より証明書発行）**
- **メーカ**：カタログ申請提出
- **カタログ登録完了**

工業会による製品性能審査について

製造事業者から提出された製品登録申請について、製品審査申請書や添付書類であるカタログなどの製品説明資料より、以下について審査していただきます。

- ■**製品カテゴリの対象となる製品の申請であるか。**（カテゴリの定義に基づき審査する。業務プロセスで定めた省力化効果を発揮する製品であるかも確認。）
- ■**製品カテゴリに製品区分（○○型、○○タイプ、○○式など）が設定されている場合は、正しい製品区分が選択されているか。**
- ■**製品カテゴリに省力化機能（○○機能：あり/なし　最大積載量：●●Kgなど）が設定されている場合は、正しく選択、入力されているか。**
- ■**製品カテゴリごとにあらかじめ定めた製品構成で過不足なく申請されているか。**（カテゴリごとに定めた「動作に必須な付属品」以外が登録する製品に含まれていないか、③納品実績報告書の区分Bを確認する。）

※ **工業会会員以外の製造事業者**（海外製品の国内総代理店含む）**からの製品登録申請も、工業会にて受付け、審査していただきます。**

◆工業会等の主な役割

①製品カテゴリ登録申請

工業会等は会員企業等の製品カテゴリへの登録の要望等を踏まえ、事務局に対して製品カテゴリの登録を申請していただきます。
その際に、申請される製品カテゴリが**省力化に資するもの**であるかを製品登録時に判定するための**省力化指数**策定に必要な情報を提出していただきます。

事務局にて提出いただいた資料やヒアリングを実施し省力化指数を策定し、工業会等に事前に確認いただき、中小企業庁にて正式に承認された後、製品カテゴリとして登録されます。

※製品カテゴリ申請時の留意事項

- **・製品カテゴリの登録について**
  登録する製品カテゴリの粒度は、製品の機能・性能や製品の導入による業務削減効果の算出方法が一定の範囲に収まるものとし、工業統計調査用品目分類の粒度またはそれ以下の粒度で申請いただきます。
  登録例：「清掃ロボット」「スチームコンベクションオーブン」「配膳ロボット」など。
- **・省力化および省力化機器について**
  本事業における省力化とは、機器を導入する前に人手によって行われていた作業が、機器を導入することによりその作業においての作業量（作業時間）が減少することを表します。
  また、省力化機器とはその作業を行うために導入する機器のことを指します。
- **・工業会における会員について**
  登録を申請するカテゴリの製品を製造する事業者が工業会の正会員として参画していることが必要となります。

※申請にあたっては「製品カテゴリ 登録要領」をご参照ください。

②省力化製品登録申請

製品カテゴリが登録されたのち、製品の製造事業者が該当するカテゴリの製品登録を希望する場合は、**工業会にて「製品性能」の審査**を行っていただき、審査を通過した事業者について他の資料とともに事務局へ提出をお願いします。

提出いただいた省力化製品については、他の提出資料とともに事務局での審査・第三者委員会の意見を伺い省力化製品の登録へと進みます。省力化製品としての登録が終了した際には、製品の登録を申請された製造事業者に対して証明書の発行をお願いします。

※省力化製品登録申請時の留意事項

製品カテゴリ登録完了後、製造事業者により登録が可能となる省力化製品は、

- ■**汎用製品**であり、**開発等を前提としないもの**であること
- ■**製品本体価格の単価が50万円**（税抜き）以上であり、本補助金の補助上限金額に比して**著しく高額でない**もの
- ■**ソフトウェアのみでないもの、それ専用の製品等を必要とするもの**　等となります。
  ※一般的に販売されているスマートフォン・タブレット・パソコン等は専用の製品等には含まれません。

※詳細は「省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領」をご参照ください。

製品カテゴリ登録申請書　記入方法1

本申請書は、製品カテゴリの登録を希望される工業会に作成いただく申請書です。本申請書に記入いただいた内容および提出資料と併せて事務局にて内容を確認させていただきます。内容に不備や不足等がある場合、確認のため事務局より連絡させていただくことがあります。

登録を申請する製品カテゴリの製品を導入することにより、導入前の環境（状況）から省力化が計られるのかが分かるように具体的に記入してください。
※製品を導入する中小企業が、現在どのような環境でどのように業務を行っており、導入後にどの業務が一日あたりどの程度の時間削減されるかを根拠とともに定量的に記入してください。

※本頁では「製品カテゴリ登録申請書」の「別紙１」の「1. 製品カテゴリの内容について」のみの記入の仕方を記載しております。
「※置き換えが可能となる機器に搭載される省力化機能・性能を登録する場合は、P6も参照の上ご申請ください。

1

登録される製品が具体的に判別できる
製品カテゴリの名称を記入してください

3

導入先として想定される代表的な業種１種と、
それ以外の対象業種を記載ください

5

登録する製品カテゴリの製品の使用が主に想定される中小企業の抱えている課題等や製品の市場規模について記入してください

※複数の企業が生産・販売しているなど一定規模以上の市場が存在すると考えられ、中小企業における製品の導入が十分に見込まれるものであることを確認させていただきます

（別紙）

中小企業省力化投資補助金　製品カテゴリ登録申請

1．製品カテゴリの内容について

当該製品カテゴリの概要	製品カテゴリの名称	
	製品カテゴリの定義 （カテゴリの定義、業務内容・対応業務範囲、対象となる製品の具体的な機能、製品本体と構成を記入してください）	
	当該製品カテゴリの対象業種 （導入先として想定される代表的な業種１種と、それ以外の対象業種を記入してください）	【代表業種（1種）】： 【上記以外の対象業種】：
	当該製品カテゴリの業務領域	
	当該製品カテゴリの使用が想定される中小企業の規模や状況、市場規模等	

2

登録する製品カテゴリの定義、当該の製品の担う業務内容や対応する業務範囲、対象となる製品の具体的な機能、製品本体と構成内容をご記入ください。

登録を想定している製品の具体例は、業務プロセス説明シート（3.製品本体構成・価格帯）に記載ください

4

登録する製品カテゴリの製品が通常使用されると想定される業務領域を、業種・業務領域対応表を参考に同程度の粒度で記入してください

登録される製品によって、業務プロセスや省力化効果が異なることが想定される場合は、細分化して製品カテゴリ登録をお願いします

製品カテゴリ登録申請書　記入方法2

本申請書は、製品カテゴリの登録を希望される工業会に作成いただく申請書です。本申請書に記入いただいた内容および提出資料と併せて事務局にて内容を確認させていただきます。内容に不備や不足等がある場合、確認のため事務局より連絡させていただくことがあります。

登録を申請する製品カテゴリの製品を導入することにより、導入前の環境（状況）から省力化が計られるのかが分かるように具体的に記入してください。
※製品を導入する中小企業が、現在どのような環境でどのように業務を行っており、導入後にどの業務が一日あたりどの程度の時間削減されるかを根拠とともに定量的に記入してください。

※本頁では「製品カテゴリ登録申請書」の「別紙１」の「1. 製品カテゴリの内容について」のみの記入の仕方を記載しております。
「※置き換えが可能となる機器に搭載される省力化機能・性能を登録する場合は、P6も参照の上ご申請ください。

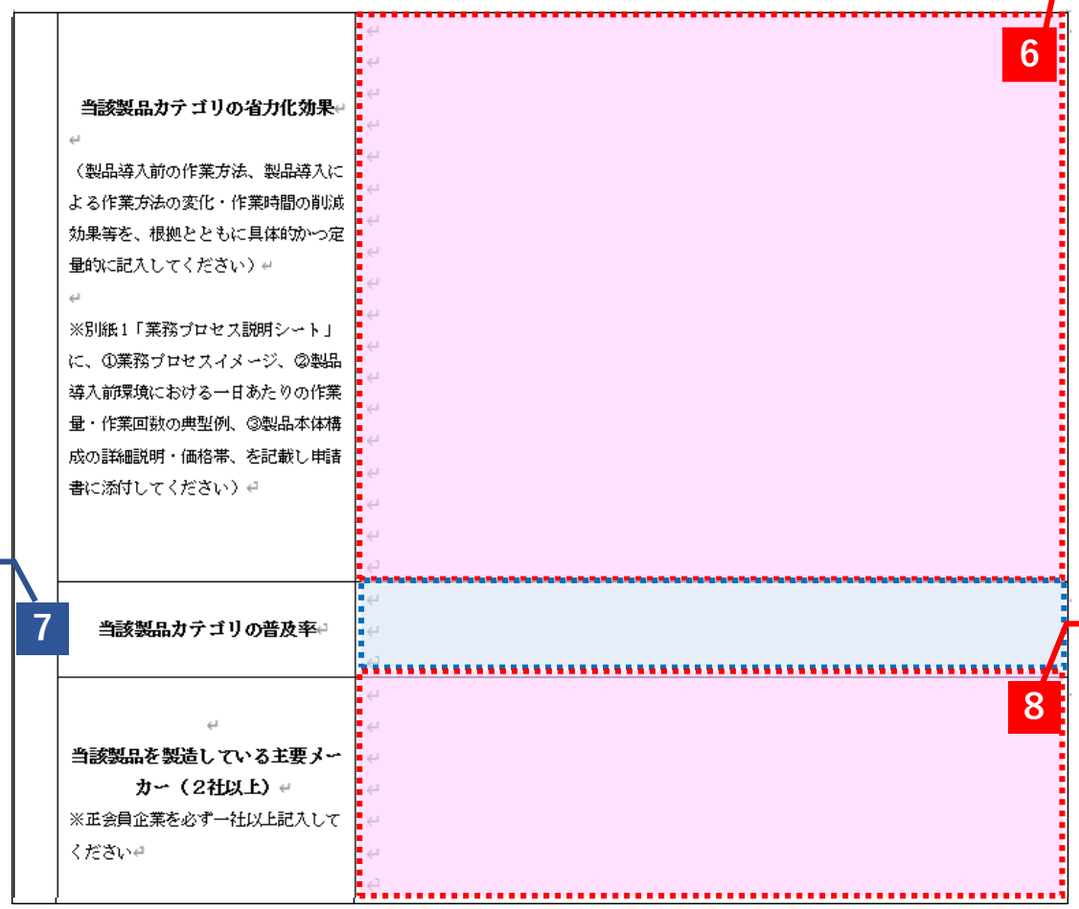

6

登録する製品カテゴリの製品を導入する中小企業が、製品導入前の作業方法および製品導入による作業方法の変化・作業時間の削減効果等を、根拠と共に具体的かつ定量的に記入してください
※「業務プロセス説明シート」に、1.業務プロセスイメージ、2.製品導入前環境における一日あたりの作業量・作業回数の典型例を記載し申請書に添付してください。）

7

登録する製品カテゴリの製品の中小企業における普及率とその根拠（政府や業界団体による統計もしくは推定根拠）を記入してください

※普及率が著しく低く、その有効性や汎用性が不確かもなの、または、普及率が高くすでに広く普及しているものの場合は、製品カテゴリとして不適切と判断される場合があります

8

申請する製品カテゴリに登録される製品の製造を行っている主な**製造メーカー2社以上**を記入してください

※工業会の**正会員企業**を必ず**1社以上**記載してください

製品カテゴリ登録申請書　記入方法3(置き換えが可能となる省力化機能・性能を持つカテゴリ)

本事業において、一部機能・性能を有している製品については、置き換えであっても交付申請が可能となります。

製品カテゴリ登録を行うカテゴリの機器を既に導入している中小企業等が、製品を「置き換える」ことにより、従業員が人手により行っている作業において作業量（作業時間）が減少する「機能・性能」がある場合、「置き換え可能な製品カテゴリ」として機能を登録することが可能です。

※本頁では「製品カテゴリ登録申請書」の「別紙１」の「※置き換えが可能となる機器に搭載される省力化機能・性能を登録する場合について」の記入の仕方を記載しております。

置き換えが可能となる「機能・性能」について、その「名称」および「説明」「省力化効果」を最大3点まで記入してください。

※製品を導入する中小企業等が、導入後にどの業務が一日あたりどの程度の時間削減されるかを根拠とともに定量的に記入してください。

9～11

置き換えが可能となる機器に搭載される「機能・性能」についてその「**名称**」およびその「**説明**」「**省力化効果**」を具体的に**最大3点まで**記入してください。

記入例：スチームコンベクションオーブン

機能・性能名称：自動洗浄機能

機能・性能の説明：1日1回程度の頻度で発生するスチームコンベクションオーブン内の洗浄業務について、自動的に行う機能

省力化効果：手作業の場合20分程度かかるが、自動洗浄機能があると1分程度（洗剤の投入あるいは洗剤自動供給、スタートボタンを押す）で終わり、洗浄１回あたり19分程度の省力化効果が見込まれる。

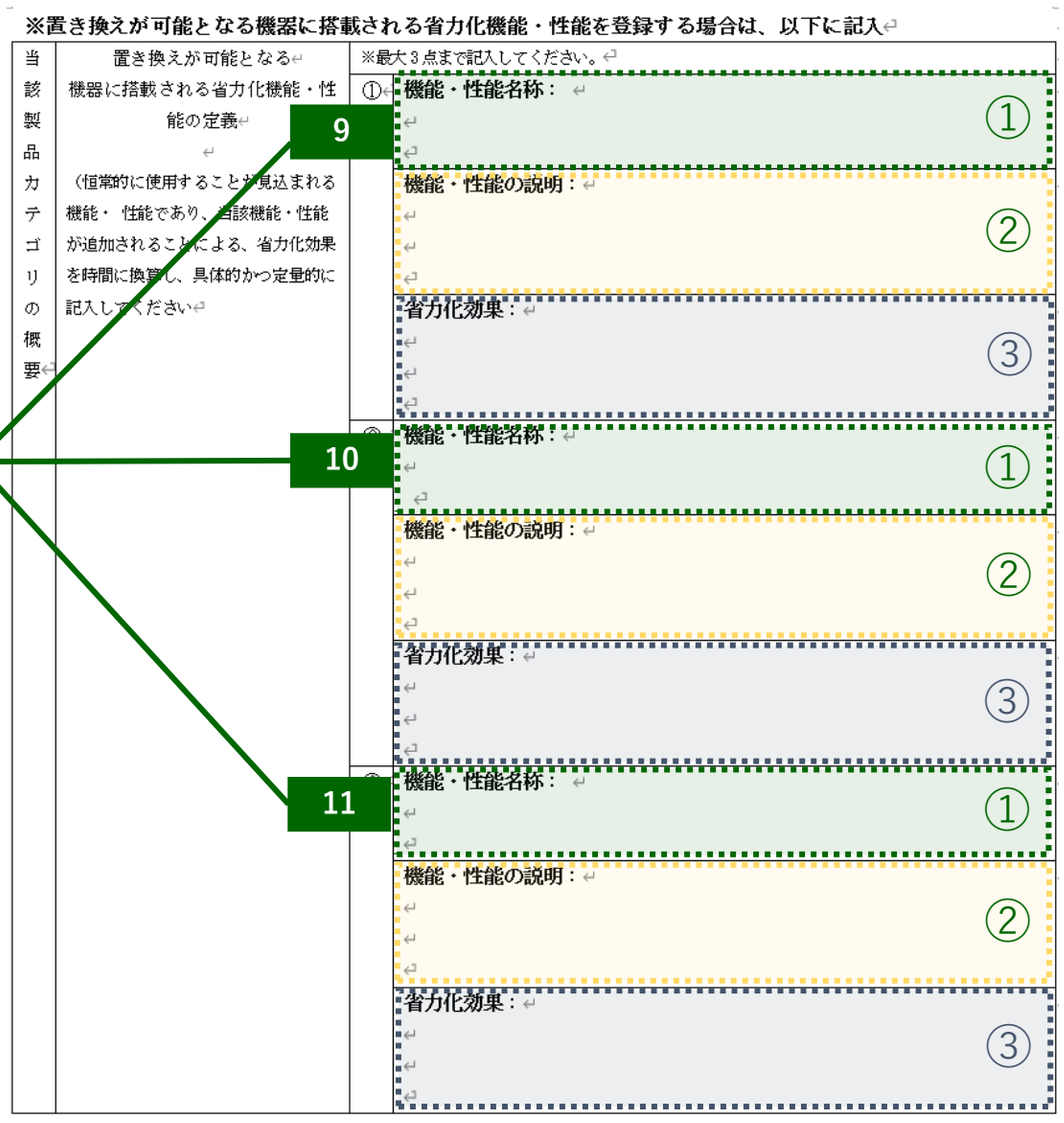

①

置き換えが可能となる機器に搭載される「機能・性能」についての「**名称**」を記入してください

※　機能・性能名称のみカタログに掲載されるため、具体的に機能・性能がわかる名称としてください。

②

置き換えが可能となる機器に搭載される「機能・性能」について、機能・性能の定義に関して具体的に「**説明**」を記入してください。

③

以下の基準に沿って、置き換えが可能となる機器の「機能・性能」による「**省力化効果**」を具体的かつ定量的に記入してください。

・恒常的に使用することが見込まれる機能・性能であること。

・当該機能・性能が追加されることによる、省力化効果を時間に換算し、一定期間（例：１日あたり、１回の動作あたり等）において、定量的に省力化効果（１分、10分、１時間　等）を発揮していると分かること。

製品カテゴリ登録申請書　記入方法4

本申請書は、製品カテゴリの登録を希望される工業会に作成いただく申請書です。本申請書に記入いただいた内容および提出資料と併せて事務局にて内容を確認させていただきます。内容に不備や不足等がある場合、確認のため事務局より連絡させていただくことがあります。

登録を申請する製品カテゴリの製品を導入することにより、導入前の環境（状況）から省力化が計られるのかが分かるように具体的に記入してください。
※製品を導入する中小企業が、現在どのような環境でどのように業務を行っており、導入後にどの業務が一日あたりどの程度の時間削減されるかを根拠とともに定量的に記入してください。

※本頁では「製品カテゴリ登録申請書」の「別紙１」の「1. 製品カテゴリの内容について」のみの記入の仕方を記載しております。
「※置き換えが可能となる機器に搭載される省力化機能・性能を登録する場合は、P6も参照の上ご申請ください。

12

幹事社（主要メーカーとして記載された工業会の会員メーカーから一社）を指定可能です

※省力化指数の策定ヒアリング等を事務局から直接幹事社へ行います

幹事社の指定が無い場合は、提出された工業会へヒアリング等のご連絡をします

14

当該カテゴリに登録が想定される製品のおおよその年間販売台数を、参考情報としてご記入ください
また、上記のうち中小企業向けに販売された台数の推計値が算出可能な場合はご記入ください

16

製品カテゴリ登録申請をされる工業会の法人番号を記入してください

18

製品カテゴリ登録申請をされる工業会のご担当者の連絡先を記入してください（担当部署、電話番号、メールアドレス）

参考情報	幹事社 （主要メーカーとして記載された工業会の会員メーカーより幹事社を一社指定可能です） ※省力化指数策定のヒアリング等を事務局から直接幹事社へ行います	12 会社名： 所属部署名・担当者名： 連絡先メールアドレス： 連絡先電話番号：
	カテゴリ登録申請についての事前相談・事前面談の有無	1.あり　2.なし　13 1.ありの場合　相談・面談先： 相談・面談内容と時期：
	当該カテゴリに登録が想定される製品のおおよその年間販売台数 （うち中小企業向け販売台数の推計値）	14
	提出者（工業会等）の名称	15
	法人番号	16
	所在地	17
	担当者連絡先 （担当部署、電話番号、メールアドレス）	18

13

製品カテゴリ登録を申請するにあたり、**事前相談・事前面談**をされている場合、
「１.あり」に〇を付けたうえで、**「相談・面談先」**、**「相談・面談の内容」**と**「相談された時期」**（わかる場合は日付）を記入してください。

15

製品カテゴリ登録申請をされる工業会の名称を記入してください

17

製品カテゴリ登録申請をされる工業会の所在地を記入してください

業務プロセスと省力化指数について

製品導入前の人手による業務プロセス・業務時間や、製品導入後の省力化された業務プロセスを、製品の機能・性能値や**中小企業への導入事例**等をもとに、業務プロセス図を作成し、「**削減時間**」**を算出**する計算式を策定します。

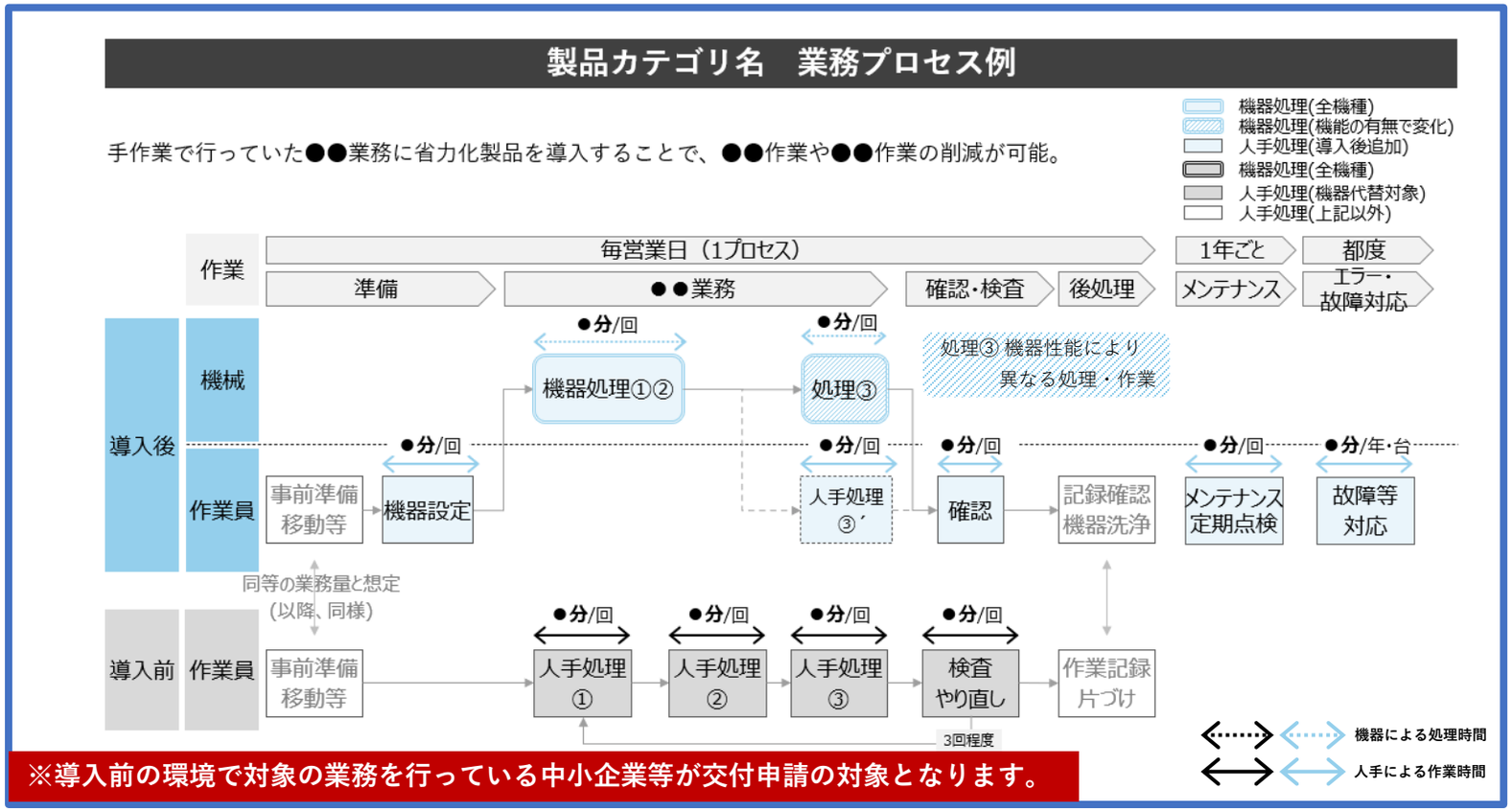

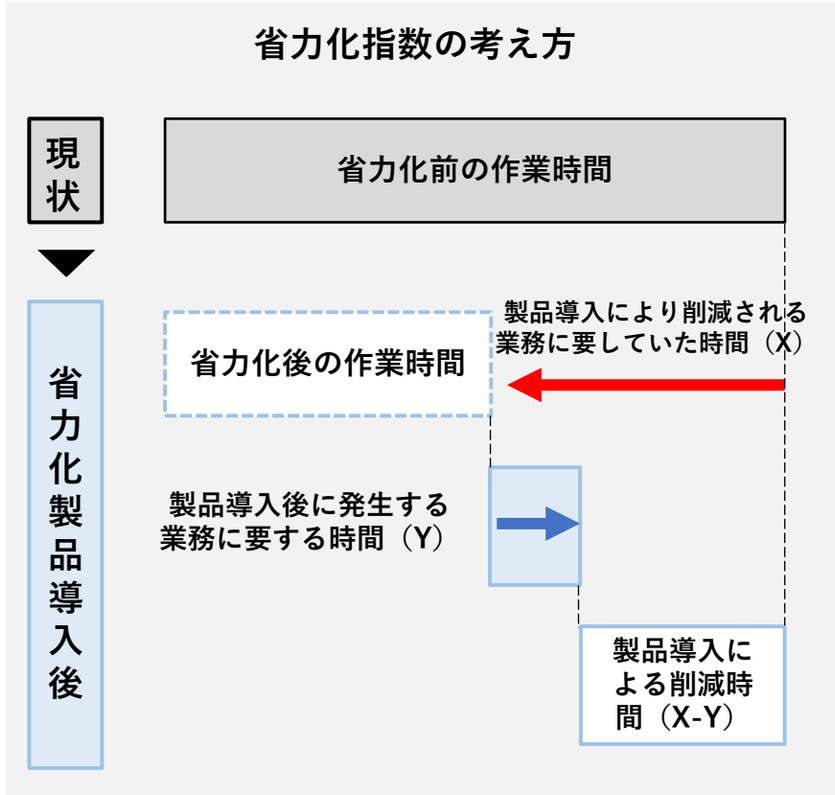

製品導入による1プロセス当たりの削減時間 × **1日当たりのプロセス数・作業量・作業回数** ＝ **製品導入による１日当たりの削減時間**

x － y

x：製品導入により削減される業務に要していた時間

y：製品導入後に発生する業務に要する時間

代表的な業種・中小企業の平均的なプロセス数や業務量を導入事例等から設定します。
（工業会・幹事社にヒアリングを実施させていただきます）

X：製品導入により削減される業務に要していた時間
Y：製品導入後に発生する業務に要する時間
をもとに省力化指数の算出式を策定します

代表業種のみで算出式を策定します

製品審査

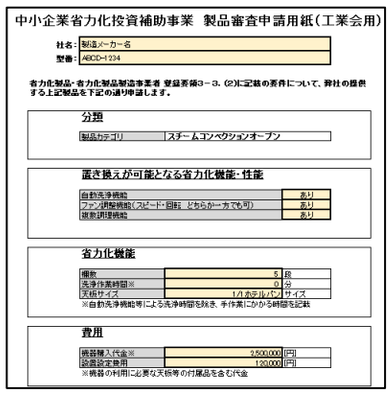

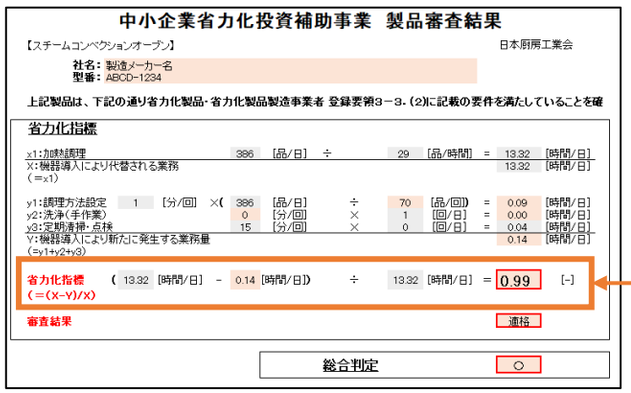

製品審査時の判定基準となります

省力化指数

$$\frac{X - Y}{X} \geqq 0.2 \quad ※1$$

※1　カテゴリにより0.2以上となる場合があります

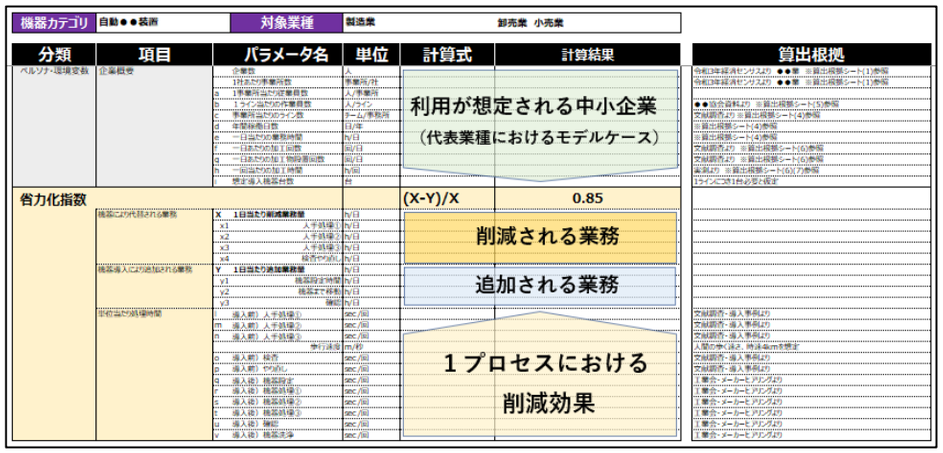

省力化の具体例　一覧

省力化指数上算出が可能な「削減される人手による作業」の代表例を以下に示します。**省力化効果**について検討する際に参照ください。

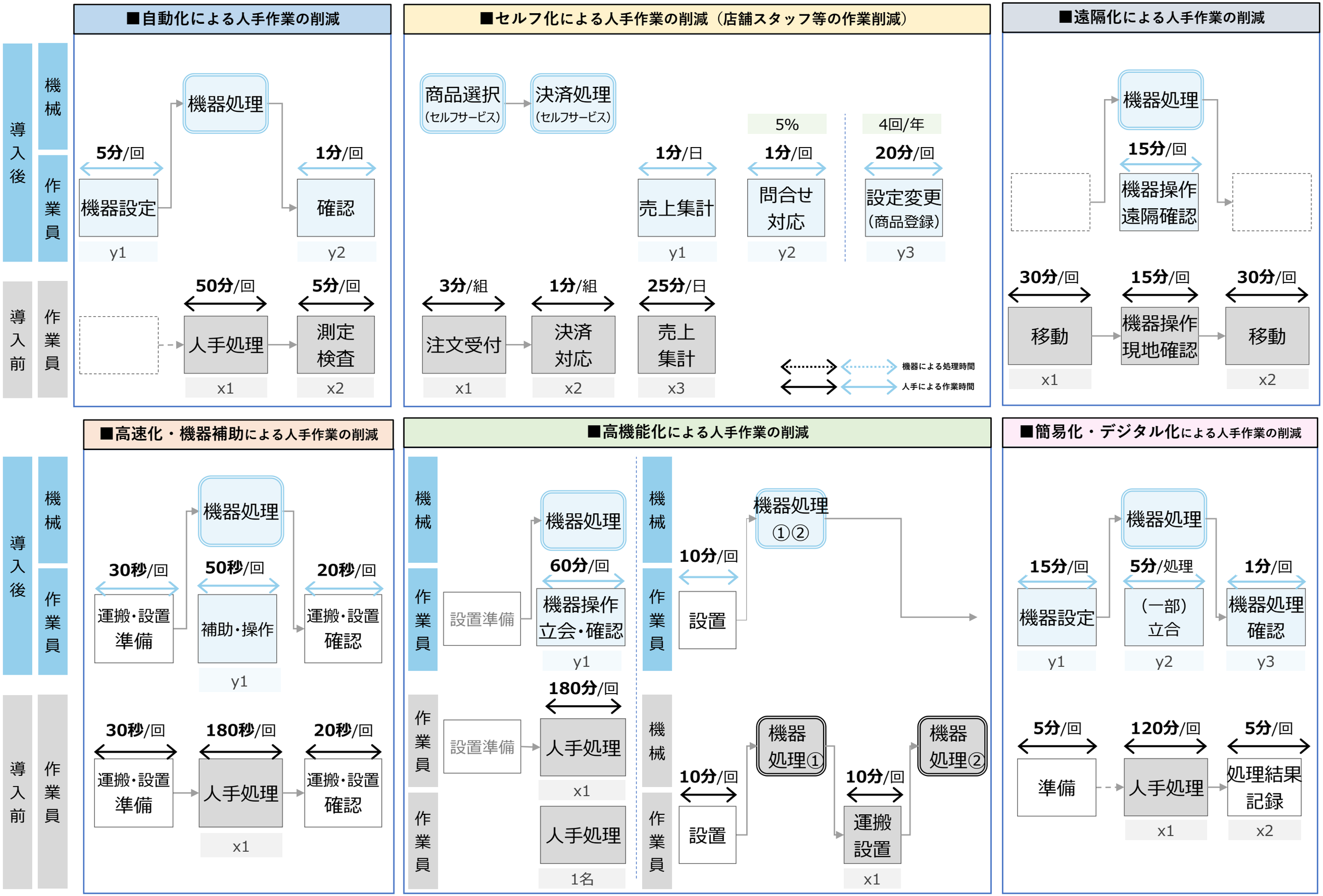

業務フロー代表例ごとの製品カテゴリ例と**省力化指数計算**は以下の通りとなります。

■自動化による人手作業の削減

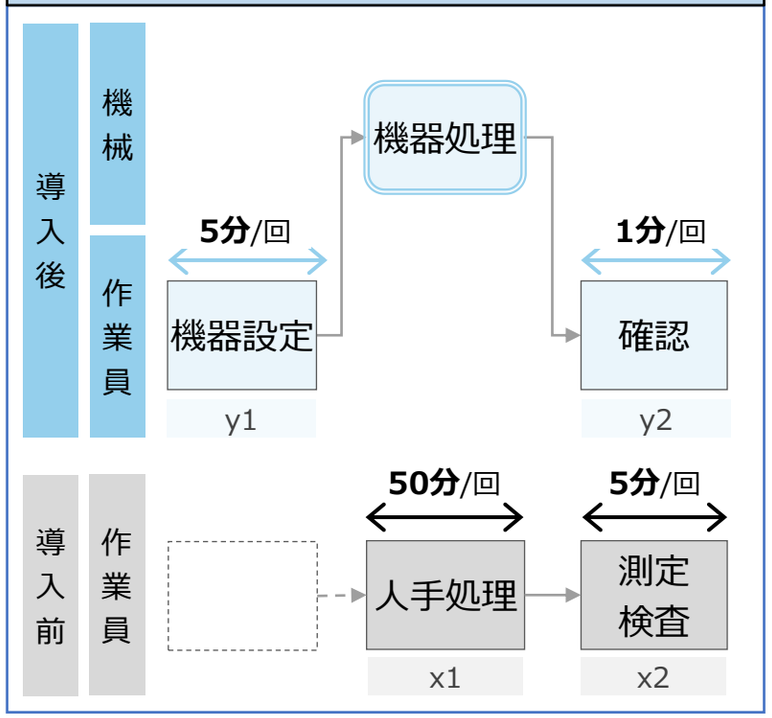

人手による作業を自動化する機器の導入により、作業時間が削減される

製品カテゴリ例

- 清掃ロボット　・配膳ロボット
- 自動倉庫　・検品・仕分システム
- 無人搬送車（AGV・AMR）
- スチームコンベクションオーブン
- オートラベラー　・飲料補充ロボット
- 丁合機　・インキ自動計量装置　等

1日当たり削減時間：X = x1 + x2

x1:人手処理：処理時間(/回)　×　回数(/日)
x2:測定検査：測定検査時間(/回)　×　回数(/日)

1日当たり追加時間：Y = y1 + y2

y1:機器設定：設定時間 (/回)　× 回数(/日)
y2:確認　：確認時間 (/回)　× 回数(/日)

■高速化・機器補助による人手作業の削減

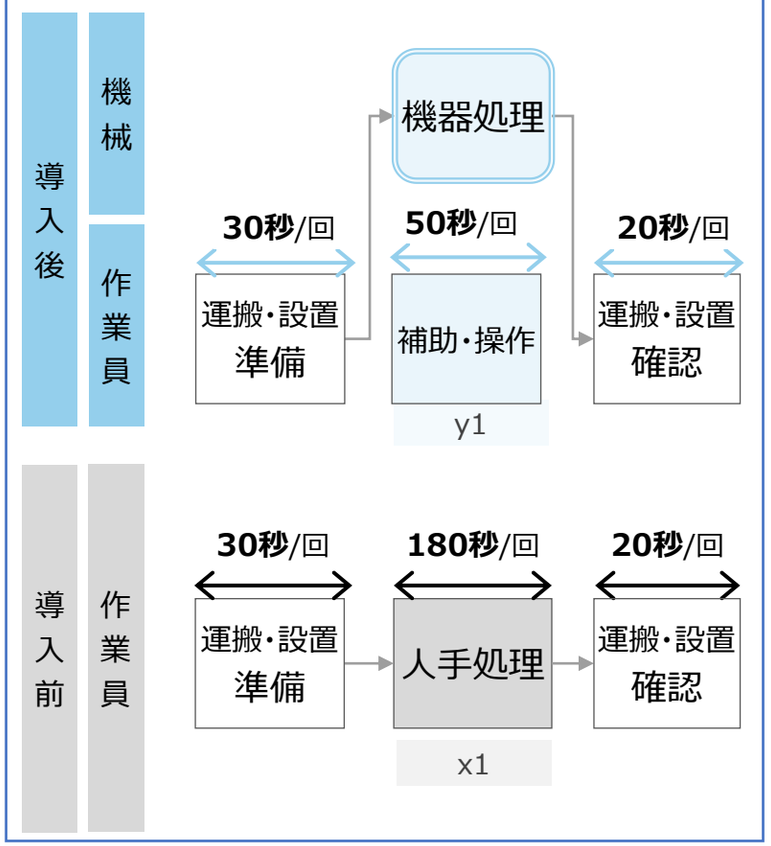

人手による作業が高速化される機器や、作業を補助する機器の導入により作業時間が短縮される

製品カテゴリ例

- 印刷用紙高積装置
  ［他　加工・運搬・仕上げ補助装置］　等

1日当たり削減時間：X = x1

x1:人手処理：処理時間(/回)　×　回数(/日)

1日当たり追加時間：Y = y1

y1:機器操作：機器操作時間 (/回) × 回数(/日)

業務フロー代表例ごとの製品カテゴリ例と省力化指数計算は以下の通りとなります。

店舗スタッフや従業員による作業をセルフ化する機器の導入により、作業時間が削減される

製品カテゴリ例

・券売機
・自動チェックイン機
・自動精算機　等

1日当たり削減時間：X = x1 + x2 + x3

x1:注文受付：対応時間(/組)　×　回数(/日)
x2:決済対応：対応時間(/組)　×　回数(/日)
x3:売上集計：集計時間(/回)　×　1(回/日)

1日当たり追加時間：Y = y1 + y2 + y3

y1:売上集計：集計時間 (/回) × 1 (回/日)
y2:問合せ対応：対応時間 (/回) × 来店組数の5%
y3:設定変更：設定時間(/回)　×　4÷年間営業日数

■セルフ化による人手作業の削減（店舗スタッフ等の作業削減）

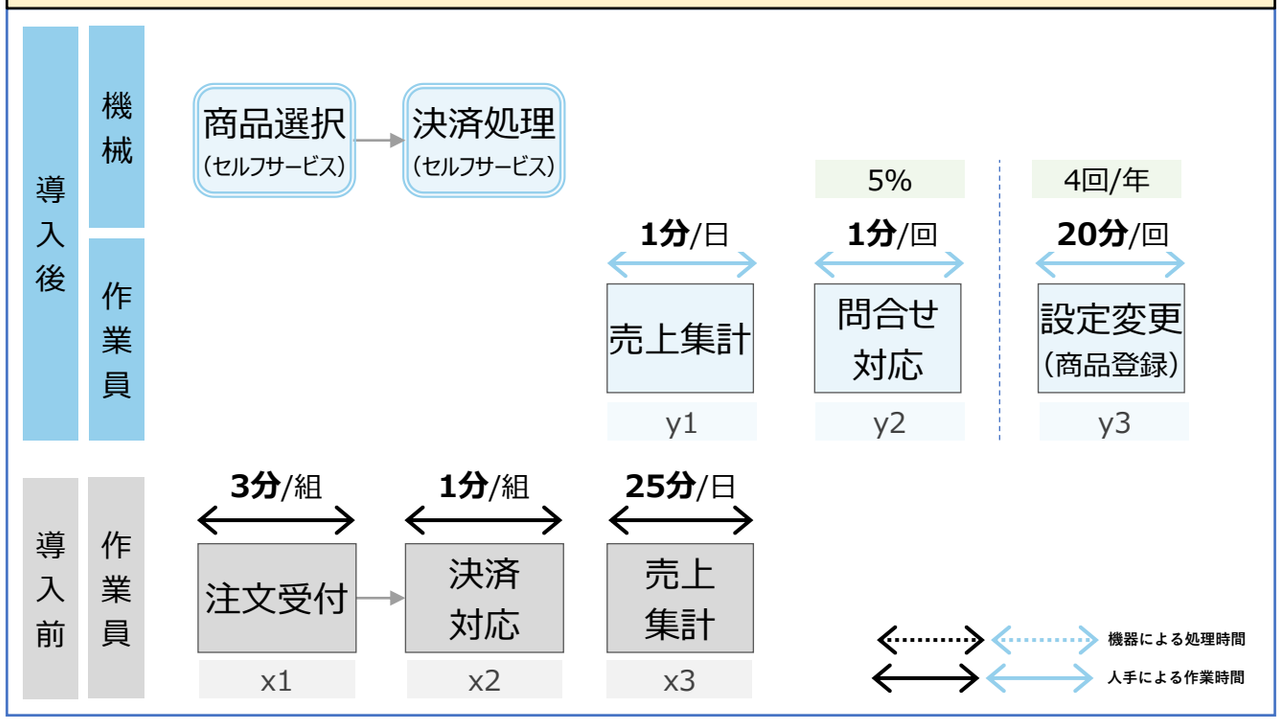

複数名で行っている作業が少人数で行えるようになる機器や、複数機器で行っていた作業を1台に集約できる機器の導入により、作業時間が削減される

製品カテゴリ例

・測量機（自動視準・自動追尾機能付き
　　高機能トータルステーション）
［他 複数機能を有する高機能装置］　等

■高機能化による人手作業の削減

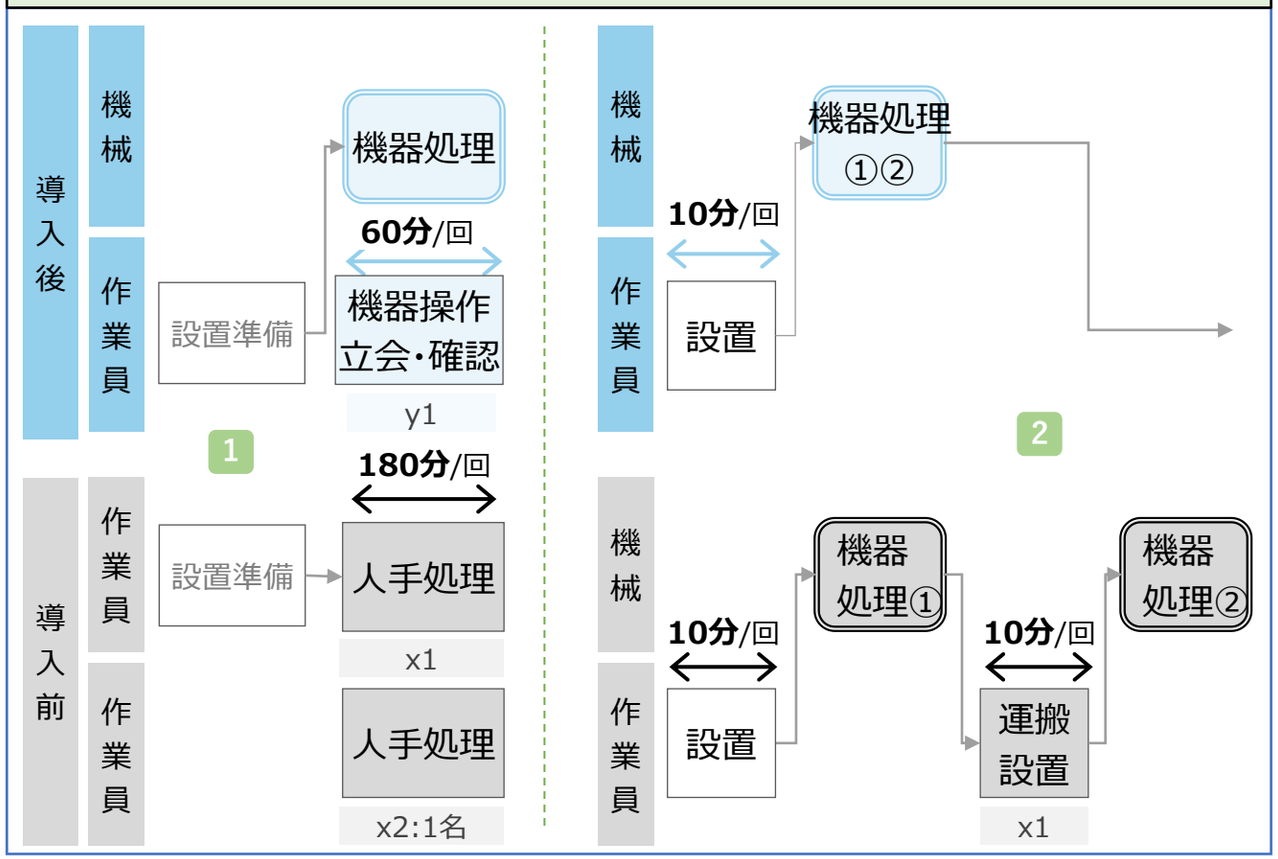

1

1日当たり削減時間：X = x1 + x2

x1:人手処理：処理時間(/回)　×　回数(/日)
x2:人手処理：1人　×　作業時間(/日)

1日当たり追加時間：Y = y1

y1:機器操作：機器操作時間 (/回) × 回数(/日)

2

1日当たり削減時間：X = x1

x1:運搬設置：運搬設置時間(/回)　×　回数(/日)

1日当たり追加時間：Y = 0

なし

業務フロー代表例ごとの製品カテゴリ例と**省力化指数計算**は以下の通りとなります。

■自動化による人手作業の削減

■セルフ化による人手作業の削減（店舗スタッフ等の作業削減）

遠隔操作、遠隔監視等が行える機器の導入により、移動時間などの作業時間が削減される

製品カテゴリ例

・タブレット型給油許可システム
［他 遠隔操作・遠隔監視装置］　等

1日当たり削減時間：X = x1 + x2

x1:移動：移動時間(/回)　×　回数(/日)
x2:移動：移動時間(/回)　×　回数(/日)

1日当たり追加時間：Y = 0

なし

■遠隔化による人手作業の削減

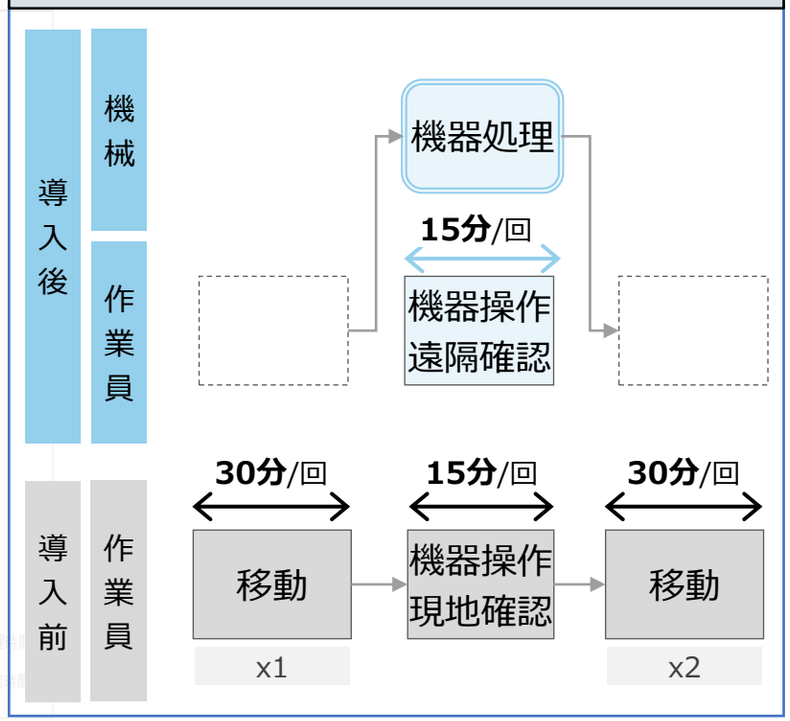

■高速化・機器補助による人手作業の削減

■高機能化による人手作業の削減

作業内容の簡易化、デジタル化によって作業方法が変更できる機器の導入により、作業時間が削減される

製品カテゴリ例

・デジタル紙面色校正装置
（グラビア・紙器パッケージ用デジタルプルーフ）
［他 デジタル測定器・検査装置］　等

1日当たり削減時間：X = x1 + x2

x1:人手処理：処理時間(/回)　×　回数(/日)
x2:結果記録：記録時間(/回)　×　回数(/日)

1日当たり追加時間：Y = y1 + y2 + y3

y1:機器設定：設定時間 (/回)　× 回数（/日）
y2:機器処理立合：立合時間 (/回) × 回数（/日）
y3:処理確認：確認時間(/回)　× 回数（/日）
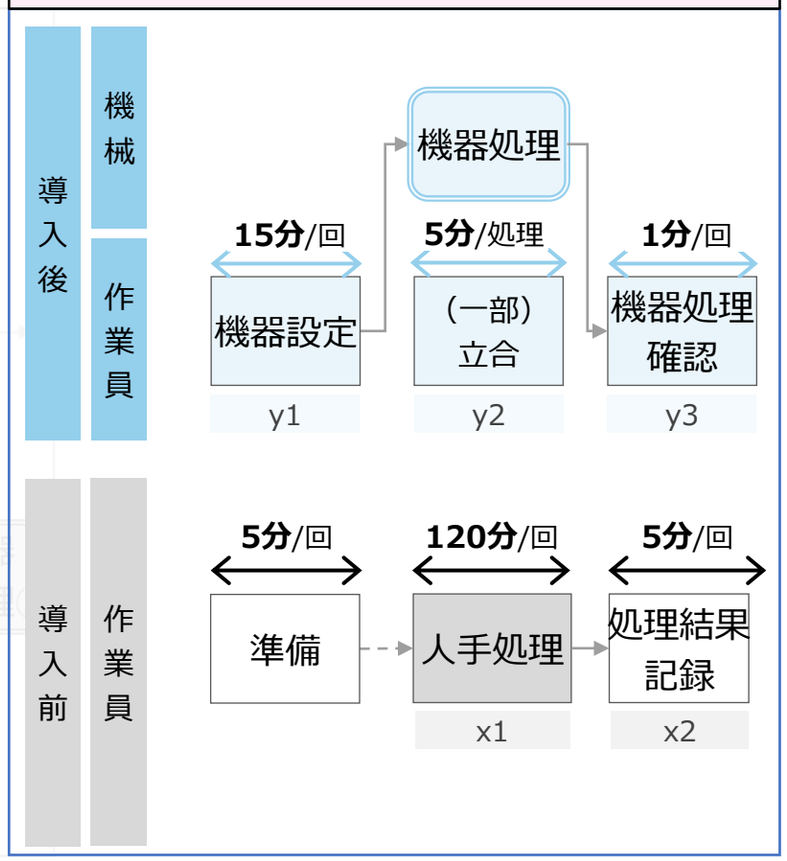
■簡易化・デジタル化による人手作業の削減